

鶴見花月園公園（大原っぱ）の「積極的な利用」を促進します

<はじめに>

公園の利用にあたっては「自由利用」と「許可が必要な利用」の2種類があります。

許可が必要な利用とは、公園を一時的に独占して利用する行為を指します。ただし、横浜市公園条例により、許可できる行為には制限があります。

※ この利用方法は、鶴見花月園公園の「大原っぱ」に関するものです。鶴見花月園公園のその他の施設（多目的広場、ゾウさん広場等）の利用方法については、区ホームページをご覧ください。

自由利用	許可が必要な利用（公園を一時的に独占して利用する行為）
<p>例：ラジオ体操 家族や友人とのピクニック他</p> 	<p>例：自治会町内会で行う盆踊り 保育園等が行う運動会など通常の「許可が必要な利用」</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>+ 鶴見花月園公園では <u>「積極的な利用」</u>を促進</p> <p>例：防災キャンプ、パークヨガ、 キッチンカー出展（イベントなど他活動と同時開催）等</p> <p>(1) 「許可が必要な行為」を実施できる団体 (2) 減免措置</p> </div>

1 積極的な利用とは

鶴見花月園公園が「鶴見区民全体が集い・憩い・活動し、親しむ公園」となるよう、区民の皆さまが以下のような活動を行うことを言います。

<積極的な利用となる活動の要件>

広く区民が参加できる活動で、

- 区が推進する事業と整合性がある活動や、区の課題解決に資する活動
- 区民・学生・自治会・地域団体等が主催する活動で、公益性があるもの

【参考】積極的な利用のイメージ

<分野> 防災、スポーツ・健康づくり、文化・芸術、学術、食などをテーマとした活動

<活動例> 防災啓発体験会、ラジオ体操・パークヨガ、野外シネマ・星空観賞、
キッチンカー出展（※物品の販売等については、イベントとの同時開催）

<団体> 地域の歴史紹介（地域・団体）、学校の吹奏楽や音楽隊による演奏、地域団体の活動紹介、災害関連団体等の活動、自治会町内会が行う活動など

2 積極的な利用を促進するための取組

区民の皆さまの積極的な利用を促進するため、以下の取組を実施します。

(1) 「許可が必要な行為」を実施できる団体について

原則として行為が認められていない団体が行う活動について、「積極的な利用となる活動の要件」に合致する場合は、行為を許可します。

- 例：○「全ての活動団体（※）」が行う物品の販売（キッチンカーの出展など）
（ただし、物品の販売等については、イベントとの同時開催が付帯条件）
○防災の普及啓発等に資するキャンプ（「その他の申請者」が行う場合）
○地域活性化に資するイベント（「その他の申請者」が行う場合）

※ ここでいう活動団体等とは、(1)各種行政機関、(2)学校、(3)社会福祉法に規定する団体、(4)公園愛護会や自治会町内会、(5)その他の申請者、を指します。

(2) 減免の適用について

「その他の申請者（各種行政機関や学校、自治会町内会等以外）」が行う行為について、「積極的な利用となる活動の要件」に合致する場合は、減免措置を行います。

※ 学校、自治会町内会等の団体は、現行のルールで減免可能です。

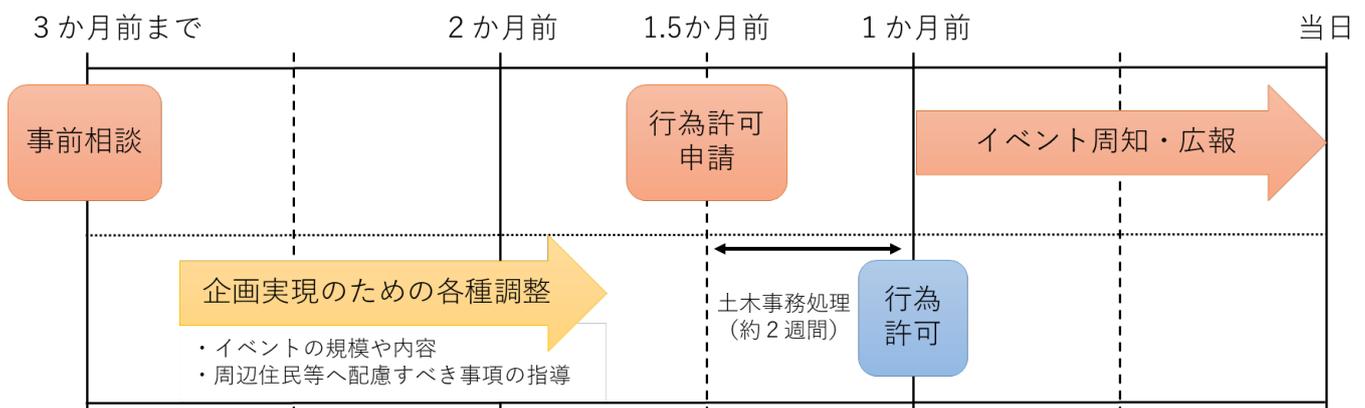
- 例：「その他の申請者」が行う運動会やウォークラリー、展覧会、音楽会（無料）、もちつき大会、たこあげ大会などの活動

(3) 事前相談について

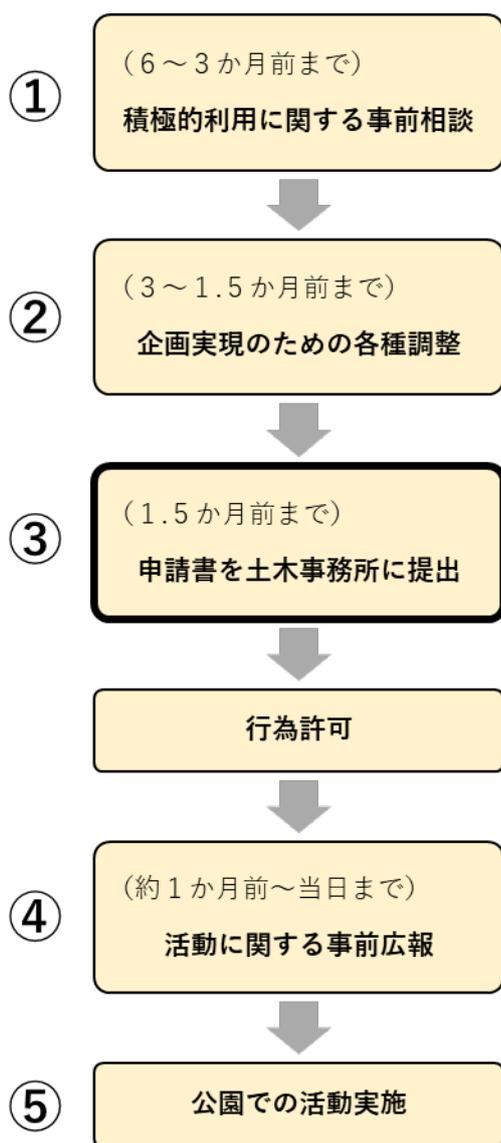
「積極的な利用となる活動」の実施について検討している場合は、事前にご相談ください。相談は、実施予定日の6～3か月前までに区政推進課までお願いします。検討の段階から、活動の要件や企画実現のための必要事項の確認について、一緒に行います。

その後、企画内容の確定と提出書類の準備が整いましたら、行為許可の申請をしてください。

<手続きスケジュールの目安（参考）>



3 積極的利用に係る手続きの流れ（フロー）



① 事前相談（区政推進課）

まずは実施予定日の3か月前までに区政推進課へ事前にご相談ください。

活動の要件や企画実現のための必要事項などについて、一緒に確認させていただきます。

② 企画実現のための各種調整（区政推進課）

活動の規模や企画内容、近隣の方へのご理解が必要な事項などについて一緒に確認・調整をさせていただきます。

必要に応じて、複数回の打合せを行います。

③ 申請書等を提出（土木事務所）

企画内容の確定と提出書類の準備が整いましたら、実施予定日の1.5か月前までに土木事務所へ次の書類を提出してください（※）。ご提出いただいた書類に不備がなければ、区政推進課から土木事務所に書類を提出します。

（※）書類の提出方法については、メール、郵送（必着）、窓口に直接持参等により受け付けます。

<提出書類>

- (1) 活動の概要がわかる資料（企画書など）
 - (2) 公園内行為許可申請書（第1号様式）
 - (3) 公園使用料減免申請書（第20号様式）
- ※減免を希望する場合のみ

④ 活動に関する事前広報

土木事務所から行為許可書発行の連絡がありましたら、許可書をとりに行ってください。

また、行為許可がおりた日（実施日の約1か月前を予定）から、活動に関して広報を行ってください。（※行為許可がおりる前に広報を行わないようご注意ください。）

⑤ 公園での活動実施

公園での活動を実施していただけます。

★各種手続きにおける確認事項については、別添「イベント利用ガイド」をご一読ください。

★提出書類の様式データは、区ホームページにも掲載しています。

https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/kurashi/machizukuri_kankyo/machizukuri/tsurumikagetsuenpark.html

4 利用の上限

できる限り多くの方にご利用していただくため、次の通りとします。

- 大原っぱの利用については、1日につき1個人または1団体とします。
- 1団体につき、1か月に1回のみの利用とします。

5 鶴見花月園公園の利用にあたっての注意点

- ・ 行為許可後のキャンセルは、速やかにご連絡ください。
- ・ イベントの演奏など、近隣の方へのご理解が必要な活動については、申請者側での事前調整が必要です。
- ・ 使用場所は、使用目的以外に使用しないでください。
- ・ 他の公園利用者及び近隣住民の迷惑とならないよう注意してください。
- ・ 安全管理には十分注意し、万一事故発生の際は、使用者の責任において処理してください。
- ・ イベント等で発生したごみについては、申請者側が責任を持って持ち帰りをお願いします。
- ・ イベント等での使用後は、原状回復をお願いします。
- ・ 公園に、駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

6 過去の活動事例（参考）



<たこあげ大会>

年齢を問わず老若男女が楽しめる「たこあげ」大会が開催されました。



<地域交流イベント>

昔遊びや紙ひこうき大会、ステージショーなど地域住民をはじめとした参加者同士の交流イベントが開催されました。また、点検にあわせて、防災設備見学も開催されました。

【問合せ先】

<鶴見花月園公園の積極的な利用に関すること>

鶴見区区政推進課 電話：045-510-1677 メール：tr-kikakuchosei@city.yokohama.lg.jp

<公園の許可が必要な利用（行為許可申請）や減免の手続きに関すること>

鶴見土木事務所 管理係 電話：045-510-1669 メール：tr-doboku@city.yokohama.lg.jp